

## 中学生の

# 「税についての作文」

〔日高地方租税教育推進協議会賞〕

## 「税」のゆくえ



日高中学校3年  
前井 寿理

私は普段の買い物時、なにも考えずに税をはらっている。この税は何に使われているのか、だれがどこで使っているのか全く考えたことがなかった。「税」のゆくえを問われても答えることが出来ないだろう。だから、この機会に調べ、「税」について考えてみることにした。

まず、税の種類について調べた。様々な税の中でも、国の収入に大きく関わっている税が三つあった。消費税、所得税、

法人税の三種類。消費税は私が払う唯一の税金で、国の収入の約二〇パーセントを占め、国の経済をになつていいることが分かった。個人の所得にかかる所得税や法人の所得に対しての法人税などは、収入が増えるほど税率が上がる累進課税が導入されているため、景気が良いときは税金が増え不況時は税金が減るそう。私はこれを知り、税金が安定しなさそうだなと思うと同時に、累進課税は個人の経済力によって課税ができるよい考えだと思つた。また税の種類はたくさんあると知り非常に驚いた。

次に、私が知りたい税のゆくえについて調べてみた。税が一番使用されているのは、社会保障だそう。社会保障とは、子供から子育て世代、お年寄りまで全ての人々の生活を生涯にわたつて支える仕組みのことだ。私は税が「社会保障」という人々を支える仕組みに使用されていると知ることができ、嬉しく思つた。買物の時にもものに対するお金にプラスで税を払うだけで私たちの社会が良くなると考えると、税の制度はすばらしいものだ。税は年金や医療、道路など様々な場面で用いられていると分かった。医療の面では、病院に行つたときにかかる費用の一部を負担してくれたり、少し前まではコ

ロナのワクチンも負担してくれていた。病院によく行く私の家族にとつてはとてもありがたい。道路では、道が傷ついたり壊れたりしたときの工事費を払つてくれるそう。私は道路も税金なんだと思つと、みんなの納税からできたものだから大事にしようと思つた。調べていく中で私はもし税金がなかったらと考へた。道路がぐちゃぐちゃになり、病院に行く人も減るのではと思つた。税金がない世界はとても悲惨なものだろう。税があるから今の生活が成り立っているんだと感じた。

私は税について調べていく中で税のすごさとありがたさを覚えた。税というものがあつたから社会が成り立っている、そして運営していていると思つた。税があるから私たちは学校へ通い、立派な机と椅子で教科書を開いて勉強できている。税があるから薬をもらつて病気を治療できている。税のない世界には住めないだろう。今の素敵な日本があるのは税のおかげだと思つた。大人になるにつれ、はらう税は増えていく。でも私は、税について知ることができたから、すばらしい素敵な日本と将来のために税をはらい続けたい。税によつて皆の暮らしがよりよくなつてほしい。

# 病児・病後児保育事業のご案内

～子育て中のご家庭のみなさまへ～

## 病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけません)。

## 利用できる児童

- ①生後9週～就学前の児童(ただし、特に必要な場合は小学3年生まで)
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、医師より許可されていること
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童



## 対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常的にかかる疾患  
(脱水症状はないが、保育所などに連れていけないとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患  
(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患  
(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていけないとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患  
(症状が固定しても、保育所などには連れていけないとき)

## 病児・病後児保育所

『病児保育室ひまわり』 特定・特別医療法人 黎明会 北出病院(御坊市湯川町財部728-4)

利用時間：平日の午前8時～午後6時(延長保育は、原則行いません。)

休業日：土、日曜日、祝祭日と年末年始(12月29日～1月3日)

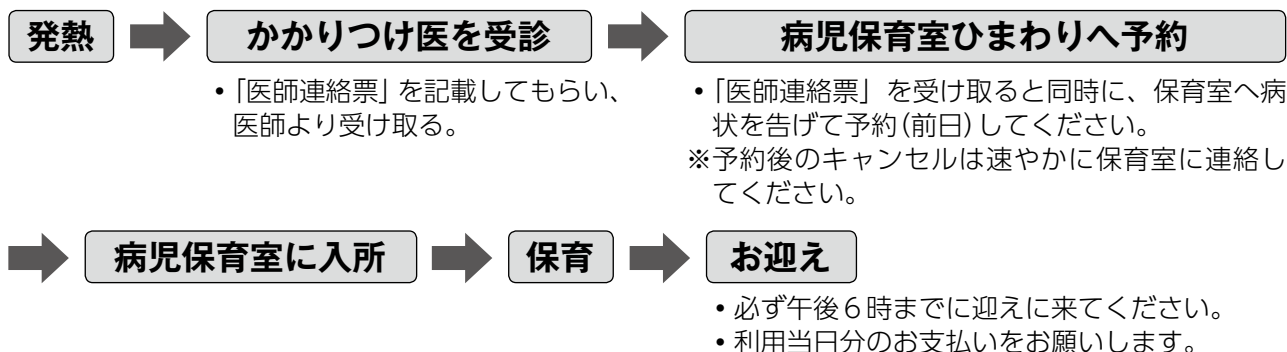
予約時間：午前8時～午後6時(TEL：24・0144)

定員 6名

## ご利用料金

- ①前年度市町村民税の課税世帯(1日2,000円 / 半日1,000円)
- ②前年度市町村民税の非課税世帯(1日1,000円 / 半日500円)  
※半日とは、5時間以内の保育です。
- ③生活保護世帯(全額免除)

## ご利用手順



【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL：63・3801)